

南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例施行規則

平成11年7月19日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例（平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第6号）第3条の規定に基づき、事務能力の向上を図り、合理的な事務処理を行うため事務局の事務分掌その他必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 事務局に次の担当部署を置く。

総務企画担当

介護保険担当

地域包括支援担当

(職制)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 特に必要があると認めるときは事務局に次長、主査、主幹、主任及び主事の職を置くことができる。

(その他の職員)

第4条 前条に定めるもののほか、事務局にその他の職を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、上司の命を受け事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、上司の命を受け事務局の事務を処理するとともに事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 前2項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け担当事務に従事する。

(事務分掌)

第6条 担当部署の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務企画担当

- ア 広域連合の行政運営の総合調整に関すること。
- イ 公印管理に関すること。
- ウ 条例、規則その他例規の整備に関すること。
- エ 公告式に関すること。
- オ 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- カ 職員の任免、服務及び身分等に関すること。
- キ 予算、決算その他財務に関すること。
- ク 出納に関すること。
- ケ 電算システムに関すること。
- コ 議会に関すること。
- サ 監査に関すること。
- シ 選挙管理委員会に関すること。
- ス 広域計画に関すること。

- セ 情報公開、個人情報保護に関すること。
 - ソ 文書の保存、収受、発送等に関すること。
 - タ 広報に関すること。
 - チ その他他の担当部署に属さないこと。
- (2) 介護保険担当
- ア 被保険者の資格管理に関すること。
 - イ 保険給付に関すること。
 - ウ 介護保険の審査請求に関すること。
 - エ 老人福祉計画の広域化のための調査研究に関すること。
 - オ 介護認定審査会に関すること。
 - カ 介護認定調査に関すること。
 - キ 介護サービス事業者の指定等に関すること。
 - ク 介護サービスの提供体制整備に関すること。
 - ケ 介護保険事業計画に関すること。
 - コ 保健・医療・福祉の総合的な調整に関すること。
 - サ 介護保険料に関すること。
 - シ 介護保険の苦情処理に関すること。
- (3) 地域包括支援担当
- ア 地域支援事業に関すること。
 - イ 地域包括支援センターに関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。